

兵庫県協同組合連絡協議会機関誌

第5号

1987年4月1日発行

編集発行

兵庫県協同組合連絡協議会

編集事務局

〒650 神戸市中央区海岸通1番地

兵庫県農業協同組合中央会

TEL. (078)333-5888

目

- |                    |   |
|--------------------|---|
| 1. わたしたち協同組合は主張します | 1 |
| 生協規制の経緯            | 1 |
| 思いきった農業の構造政策を      | 2 |
| 2. いま協同組合では        |   |
| 漁協                 | 3 |
| 生協                 | 4 |
| 農協                 | 5 |
| 3. 協同組合運動の新しい歩み    |   |
| 中央協同組合学園 宮島 三男     | 6 |

次

- |                       |    |
|-----------------------|----|
| 4. 協同組合学会春季研究集会のお知らせ  | 7  |
| 5. 県外とりくみに学ぶ          | 8  |
| ～神奈川県の巻～              |    |
| 6. やさしい協同組合論(3)       | 9  |
| 7. 世界の協同組合・第5回 インド    | 10 |
| 8. 協同組合点描             |    |
| 阪神医療生活協同組合 常勤理事 中村 大藏 | 11 |
| 篠山町農業協同組合 生産部長 団野平之   | 11 |
| 9. 協同組合研究NOW(No.5)    | 12 |

## わたしたち協同組合は主張します

### 生協規制の経緯

昨今の生協規制の動きは、生協の事業活動が小売商業者の営業を圧迫している、大店法を適用し出店等を規制せよ等という主に商業者との関係からはじまつた。そして、員外利用規制・広告宣伝規制、さらに、課税の強化などを含め全面的に活動をおさえこもうとする意見にまで拡がり、生協無用論まで展開されている。

さらに、こうした議論が政治の社会にもちこまれるなかで、一昨年の12月には、政権与党である自民党は、「生協法の一部を改正する法律案骨子」を発表し、議員立法による生協法の改定を内部決議するにいたつた。(現在、同案は同党政調会長預りとなつてゐる。)

1948年に生協法が制定されて以降、生協法は12次にわたり部分改定がなされているが、その大半は他の法律の改定にともなうものであり、生協法それ自身を改正する法律による改定は1954年と1959年の過去2回である。1954年の改定は戦後経済の転換機にあって、やむをえない側面を有していたが、1959年のそれは、生協の経済活動を規制しようとするもので、員外利用規制などの強化がおこなわれた。

今回の規制の動きがこれまでと大きく異なる点は生協に対し、経済面での規制だけではなく、運動面での規制にまでおよぶ生協活動の全面にわたる点お

より、罰則の強化=罰金の10倍から100倍という=を含む法律の改定による『規制の強化』にある。

もっとも、こうした「法律改定による規制の強化」は、昨年12月に厚生大臣の諮問機関である『生協のあり方に関する懇談会』が提出した報告書(別項で説明)に基づく限り、その必要性がなくなったといいうる状況にはある。

個別の論点はおくとして、『規制』の背景となっている小売商業者の営業困難の問題は、決して、生協の経済活動故ではない。現在、生協の全国小売総額に占めるシェアは、1.8%程度であり、それも全国の生協の合計値である。全国的なビッグチェーンは、すでに圧倒的なシェアを有しているのであり、真意は生協をスケープゴートにすることにある、ともいえるのである。

(生協連)

参考資料

自民党の「生協法の一部改正案」  
その全文と解説

「生協のあり方に関する懇談会」報告書  
全文と解説  
日本生協連の見解

1986年4月

日本生活協同組合連合会  
総合企画室

## 思いきった農業の構造政策を

最近の農業・農協に対する批判はいろいろの面にわたっているが、まとめれば食糧管理制度に集中しているといってよかろう。その食管制度が日本農業の近代化を阻害しているという意見があるが、はたしてそうか。

食管法が制定されたのは今から45年前の昭和17年であるが、その背景には米穀統制法による統制が、米の思惑買い等による騰落を十分にコントロールできなかった、という事情があった。そうしたなかで、絶対的に不足する食料を公平に分配するための国直接管理である食管法が制定されたものである。

このように、食管制度の本質的役割は、商人的投機によるコメ価格の乱高下の防止と、消費者への安定供給にあるのである。戦後の食管法の運用も生産者には極端な低米価であった場合が多く、食管はむしろ消費者米価を安定させるためにより強く機能してきた。今日、コメをめぐる情勢は一変したが、不時の食料不足が全くないと言いきれない限り、このような食管の果している役割は正当に評価されなくてはならない。そして今後は、この食管法の精神を守りながら、いかに制度運用を柔軟に行うかが重要なことではないか。特に本県の集荷量の80%を占める自主流通米制度は、民間流通の長所を生かしたものとして、生産・消費の双方のニーズを吸収しながら取り組まれているもので、市場原理や競争原理が機能しやすいものへと改善されつつあるのである。

ところで、コメ価格の国際比較において国内稻作の生産性が問題にされ、規模拡大が求められているが、これが大きく進まない原因は土地価格にある。わが国の異常な土地価格の高騰を反映した農地価格水準の高さと、その結果としての農地の資産的保有兼業農業構造等にある。その意味では、日本農業もわが国の貧困な土地政策の犠牲者である。これらを改善していくためには、思いきった政策の展開が必要である。

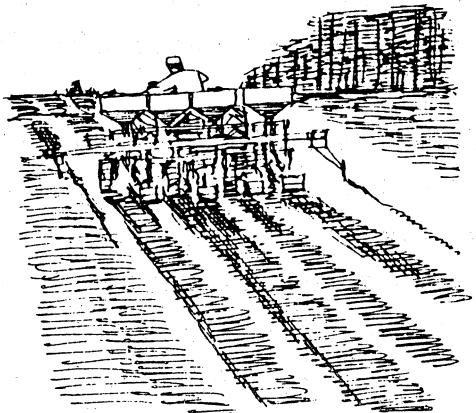
稻作の労働生産性は、農家の努力によって飛躍的に向上してきているにもかかわらず、稻作所得率は



マスコミ等で農業・農協批判が集中

かつて60%水準にあったものが、現在では47%程度にまで落ち込んでしまっている。これは前記のような理由で規模拡大が進まないためである。農地の集積・規模の拡大は分散的にではなく、面的にでなければ集積の効果はあがらない。農協が地域営農集団の育成による稻作農業の合理化にとりくんでいるのはそのためであるが、このような実践を飛躍的にすすめるためには、稻作所得率の向上に結びつく思いきった構造政策が必要になってきているのである。

(農協中央会)



# いま、協同組合では

## — 各協同組合をめぐる問題点と今後 —

**漁協**

### 『碧い海・豊かな漁村を協同の輪で!!』 3カ年の運動方針を決議

去年11月21日『第2回全国漁協大会』が東京日比谷公会堂に於いて盛大に開催された。本大会は、3年前の第1回大会で築きあげた漁協をつなぐ組織・運動面で意思統一をはかる方向を名実共に強化し、その上に新たな運動方針を策定し、漁協・県連・全国連をタテヨコに結ぶ共通の約束ごとを漁協系統の総意として、今後漁協系統のあらゆる運動・事業の展開にあたって共通の指針とするものである。

本大会は、全国漁業協同組合連合会が主催し、農林中央金庫、全国共済水産業協同組合連合会の後援により開催された。

大会当日は、日比谷公会堂に、藤森官房副長官、加藤農林水産大臣、佐竹水産庁長官、岩持全国農業協同組合中央会会长、勝部日本生活協同組合連合会副会长、衆・参両議院の国会議員をはじめ、全国各地の漁業協同組合長等約二千人が参集した。

大会では、はじめに宮原九一大会運営委員長（全漁連会長）が「これから漁協運動を推進するに当たっては新たな時代への展望を基に二十一世紀への創造に踏み出す強い決意をしなければならない」として、その理念と基調、今後取り組むべき課題にふれつつ挨拶を述べた。

次いで政府を代表して中曾根内閣総理大臣（藤森官房副長官が代読）・加藤農林水産大臣の挨拶があり、続いて友誼団体を代表して岩持全国農業協同組合中央会会长、勝部日本生活協同組合連合会副会长が祝辞を述べた。

議事では、まず阿部全漁連専務が第2回大会基調報告・運動方針・政策課題推進対策の提案理由の説明を行なったのに続いて、①漁協系統の組織・経営基盤の強化について古谷愛媛県遊子漁協組合長、②



第2回全国漁協大会（東京・日比谷で）

沿岸漁業の再構築と活力ある漁村社会の建設について金指静岡県下田市漁協組合長、③政策課題推進対策について石井北海道宗谷漁協組合長、④漁協婦人部の活動実績と将来展望について大坂全国漁協婦人部連絡協議会会长がそれぞれ意見表明を行った。

引き続いて、板倉鳥取県網代港漁協組合長が①第2回大会運動方針の推進に関する決議②政策課題推進に関する決議③200海里体制の早期確立に関する決議の各案を朗読し満場の拍手で採択された。

次いで日高全漁連信用部会長・長崎県信漁連会長が「信用事業オンライン化の早期実現に関する特別決議」の提案理由の説明を行い満場の拍手で採択された。その後、優良漁業協同組合の表彰式に移り、農林水産大臣賞5組合、水産庁長官賞18組合、全漁連会長賞36組合が表彰された。

最後に宇田川全漁連副会长が「第2回大会は、“碧い海・豊かな漁村を協同の輪で!!”のメインスローガンのもと、運動方針、政策課題推進対策、3つの決議、1つの特別決議で新たな運動の方向づけをすることができた。3年後の第3回大会に向けて一丸となっての運動展開を誓い合いたい」と閉会の辞を述べ、大会を閉会した。

# 生協

## 生協の法的規制は必要なし！

「生協のあり方について全般的な検討を行ない、改善策を策定することを目的」として、厚生省の諮問機関として発足した『生協のあり方に関する懇談会』は、11回、1年におよぶ検討を終え、その結果を報告書にまとめ、昨年末厚生大臣にあて、提出した。

この報告は、細部については生協にとって不満を残すものだが、全体的には、生協の歴史的理義やロッヂデール原則にも触れ、包括的に生協の現在的な役割を積極的に評価したものであり、また、生協法制定以来、政府機関によるはじめての公的見解である点で、評価すべき内容といえる。

とりわけ、昨今、一部商業者や団体による生協活動への法的措置を含む規制強化の主張があり、現実に与党内で具体案がまとめられたこともある状況で、生協法改定など生協への法的規制措置は必要ないことを明らかにしたと理解できることは、理の当然とはいえ、歓迎すべき最大のものであろう。

## 生協活動を積極的に評価

報告書は生協活動の意義について「一人ひとりでは力の弱い消費者の相互扶助」の「自發的」で「非営利の生活協同組合」であり「消費者運動の一環として、種々の事業活動を主体的に実施」する「消費者の要求を実現するのに適した制度である」と評価。

さらに、現在の経済社会における消費者対抗力の形成に役割を果たし、福祉や文化等の活動を含め組合員の生活と社会参加に役立ち、住みよい地域社会づくりに貢献し、組合員のためだけではなく「国民生活の安定向上と経済の発展にも貢献している」とし、生協法はこのような生協活動に法人格を付与し、公認するものだと定義づけている。

報告書は、こうした基本事項のほかに、中小小売業者との摩擦や員外利用問題などの個別課題に触れるなど、生協活動の全般的な分野で有意義な指摘や示唆を与えている。



「いややねん売上税」大阪で集会

もとより、同答申にふれられた、地域社会への貢献、民主的運営の徹底、社会的責任と中小小売業者との協調などを生協が遵守・努力することは当然であり、改めて生協としての責任の重さを自覚し、運営に努めることが求められているといえよう。

## 売上税に反対

ところで、今、生協にとって最大の課題は『売上税導入反対』の活動である。この売上税は、最終的に消費者が負担する税であり、商品ばかりかサービスにも課税され、大型間接税そのものである。

この売上税が導入されると、課税商品は理論的には5%確実に物価が上昇する。総平均で2%~3%の物価上昇と予測されているが、便乗値上げも考えれば、まさに家計直撃である。

生協は、この売上税の撤回を求めて、他の消費者団体などとも協力し、国会への請願、議員への要請行動などをおこなう一方、兵庫県下の生協も参加して2月27日には東京で1万人規模の全国集会を、そして3月3日には大阪で『いややねん売上税・関西集会』を1万5千人規模で開催した。



**農協**

## 22,530haの米減らしはじまる

### 〈ポートアイランドの51倍の転作〉

米消費の減少傾向は、どんどん進む一方。昭和60年度の農水省の「食料需給表(速報)」では、国民1人・1年当たりの米の消費量は74.6kgと、最も多かった昭和37年度の118.3kg以降、減少の一途をたどっている。

稻作農家は、昭和46年度からの「稻作転換対策」以降、ことしまでで16年間にわたって水田の稻作付面積を減らしてきたが、今後も米の消費減退がつづくかぎり、生産調整をつづけていかざるを得ないだろう。

昭和62年度からは、新たに「水田農業確立対策」として、6年間、前半の3年間には、全国で77万ha本県で2万2,530haの転作（稻作から他の作物へ作付を転換すること）をしなければならないことになっている。

2万2,530haというのは、およそ県下全体の水田面積の29.8%を占め、ポートアイランドの51倍の面積に相当する。

米の量にして、およそ10万トン近い量を生産調整することになっている。

昭和60年産米で本県の集荷した米が、約15万トンであるから、現在、稻作農家が実施している転作はたいへんな面積である。

### 〈県内産米の自給は3分の1〉

兵庫県の稻作は、昭和60年度で60,400ヘクタール、14万戸の農家が作付し、9万5千戸の農家が出荷をしている。

全農家の9割が米を作っており、その生産量は、27万7千トンである。

本県の消費世帯の米消費量は、60年度で、約32万7千トン（兵庫食糧事務所調べ）であるから、さきほど本県の米出荷量が15万トンであると述べたが、これには酒造用米がふくまれているので、主食用だけとなるとおよそ11万トン程度。つまり、本県の消費世帯に対する県内産米の自給率というのは、3分の1程度で、あの3分の2は県外からの入荷にたよっている状況である。



転作で大豆を生産振興（佐用町で）

にもかかわらず、10万トン近い米を本県でも減らさなければならないことになっているのである。

### 〈きびしさを増す水田農業確立対策〉

昭和62年度からはじまる水田農業確立対策は、昨年来の激しい農業・農協批判を背景として、一層きびしいものとなっている。

農業批判は、いまやエスカレートして食管制度の改廃論議にまで発展しつつある。

ともあれ、今回の水田農業確立対策で、従来よりもきびしくなった点をあげると、第1に、大幅な転作目標面積の増加である。全国で17万ha、本県では4,990ha、前年対比にして約28.5%の増加となっている。

第2に、「転作奨励金依存からの脱却」という『農業過保護論』を背景に、この次の対策ではもう補助金をゼロにしてしまおうと、転作助成金が従来の半分にまで削減されたこと。

そして第3には、従来の行政主導型の生産調整を生産者団体自身で取り組ませようと推進体制を行政と生産者団体との共同責任としたことなどがあげられる。

野菜をはじめほとんどの農畜産物が生産過剰基調で価格低迷している現状の中で、今回の水田転作は、農家にとって、たいへんきびしい試練となっている。農協では、今この対策に懸命の努力をしているところである。



## 協同組合運動の新しい歩み



中央協同組合学園  
宮島三男

### 双方が共存の道を

昭和62年1月23日付日本農業新聞によると、茨城県・水戸市民生協など県内三生協は、21日、茨城県民文化センターで「食糧の安全を考える産直交流会」を開いた。同会には、生産者と消費者約250人が参加、遠くは青森、岩手、和歌山の農家も駆けつけたという。生協組合員の関心の的は安全性、したがって農薬の使用状況について意見が集中した。これに対して生産者側は、農薬の怖さを一番知っているのは自分たちだが、完全無農薬は現実的に無理だから、散布回数をへらし安全なものを使うよう心掛けている、そのためには健康な土づくりが欠かせないと説明した。双方の共通の悩みは価格の設定。「スーパーの安売りのちらしを見ると心が動く」という主婦。「市場価格より安く供給するのは正直いってつらい」と農家。講師は「生産者も産直の上にあぐらをかくことなく、消費者も生産現場の努力をよく理解して、双方が共存の道を探るべきだ」との助言を寄せたという。

### 新しい2つの組合

この交流会の野菜分科会に生産者として出席したグループのひとつに「協和町施設園芸協同組合」(略称KEK)がある。この組合は、昭和47年に、協和町を中心とした地域の園芸農家で、①園芸によって生計を立てようとする者、②組合活動に理解を示し、組合の発展に貢献しようとする者、③組合定款の厳守を宣言した者という3条件を満たしつつ組織部長の認める者を組合員として発足した(定款第5条)。当時、協和町には五つの総合農協があるので、このKEKに加入した人たちは、それぞれの農協とは二重加入になっている。それだけではなくて、総

合農協に叛旗を翻す異端者とも見られて、協同組合の設立・発足には苦労したという。しかし、園芸農家で、それも特に施設園芸で生計を立てようとする専業農家の人たちであったので、結局は固く、その後は隆々と発展して今日に及んでいる。

そのKEKの20名が昭和61年2月8~9日に、和歌山県の紀の川農協を視察したことを知った。紀の川農協は、同県の那賀郡、伊都郡、海草郡、海南市、橋本市および和歌山市を区域とするいわゆる専門農協である。この農協の発足も、KEKに似て、産直問題に対する総合農協の対応にもどかしさを覚えた農協青年部の人たちが中心になって新しい組織を作り、51年11月奈良市民生協とみかんの産直を始めたのを皮切りにして、昭和58年紀の川農協が設立されたのである。組合員18名、職員なし、販売高69百万円で発足した同農協は、60年度では組合員438名、職員22名、販売高20億55百万円へと急成長している。

### 2つの組合の共通点

このふたつの組合には、共通した点がいくつある。その第1は、組合員になる人が、年齢に差はあってもいずれも農業で生計を立てて行こうとする人たちであることである。KEKの場合は前に紹介したとおりであり、紀の川農協においては定款第1条で「組合員が協同してその地域に合った農業生産を確立する事」で組合の目的を達成しようとしている点にそのことが見られる。第2点は、産直の相手方に生協を選んでいることである。殊に紀の川農協は、販路の拡大を、取引きしている生協の紹介によって新たな生協との取引きを開始することで実現して来ている。KEKは定款第2条の事業目的で、「協同組合精神に則り(中略)組合員の協同組合精神の高揚と社会的経済的文化的地位の向上を図る」としているのだから、生協との産直を基本とするのは当然のことである。ちなみに、紀の川農協は農業協同組合法による農業協同組合であるが、KEKはそうではない。したがってKEKにおける「協同組合精神」は、単にKEKの組合員にだけ強調されるものではなくて、広く協同組合全般についていわれているわけである。

もともと協同組合は、資本主義経済体制のもとで、

その発展の波に乗りにくい自ら働く人たちが、自立・自助と相互扶助の精神で組織したもので、より良い社会の建設と公平な経済秩序の確立を目的とするものである。ゆえに、生産者の協同組合が、その生産に責任をもって、より良いものをより的確に消費者に届けようと思えば、取引の相手に、より良いもの・より安全なものを確実に、適正な価格で入手したいと希望する消費者が組織している同根の協同組合を選ぶのは、理の当然といわねばならない。

## ほどに合った協同組合間の提携

ここにも大量取引の有利性、いわゆる規模の経済効果が働いていることはいうまでもない。しかし、食料品の生産や消費の基本的形態は、この経済効果を徹底的に追求して、不特定多数を相手とする大消費市場への大量出荷や、その分配による受け入れがもっとも効果的とはさせない。鮮度や安全性の問題は勿論、生産者における集出荷や貯蔵・輸送、消費者における受入れとその配分等にかかる間接費用は、無視できない額に上るからである。そこで、生産者の側にも、消費者の側にも、新しい結びつきを

作ろうとする動きが起る。それは、双方が相手を見知らぬまま、まずは自らの生産と生活を確立し擁護する組織活動として始まり、お互いがお互いの組織の同根性を確認し合えた時、新しいより良い経済秩序の確立に発展する。こうした地味な生産者と消費者の、ほどに合った協同組合間の協同が、これから大いに展開されることが望ましい。そのことが厳しいといわれる今後の日本農業のあり方と、日本人に合った食生活の継続充実を生み出すものになるだろう。

## 身近な活動展開に大きな意義

周知のように、協同組合間の相互協同という協同組合原則は、1966年の国際協同組合大会ではじめて加えられた項目である。それは、各国の多国籍企業が全世界的に跳梁跋扈するのに対する協同組合の抵抗を示すものであった。しかしこの項目が意味するところはそれだけではない。身近かなところでの身近な協同組合間の協同を活発に展開することにも大きな意義があるのである。

## 昭和62年度 日本協同組合学会春季研究集会のお知らせ

日本協同組合学会（会長・山本修神戸大学教授）では、昭和62年度春季研究集会を、次の通り開催されますので、多数の方が参加されますようご案内いたします。

日 時 昭和62年5月16日(土)

シンポジウム (9:30~17:00)

(前日、17時から懇親会、信州大学旭会館で)

場 所 信州大学経済学部

(長野県松本市旭3-1-1)

### シンポジウムプログラム

- (1) 共通論題 「協同組合と教育」
- (2) 座 長 小口芳昭(中央協同組合学園)
- (3) 論題と報告者  
協同組合における教育問題

武内哲夫 (奈良女子大学)

わが農協における教育活動

伊藤房之助 (伊那農協)

わが生協における教育活動

祖父江哲一 (生活協同組合長野県  
民生協)

### (4) コメンター

宮下徳雄 (長野県農協中央会)

桂 瑛一 (信州大学)

太田原高昭 (北海道大学)

### (5) 討 論

会 費 報告要旨代 1,000円

懇親会費 3,000円

詳しいことは、東京農業大学農政学研究室

(Tel.03(420)2131、内線450または445) または兵庫JCC事務局までお問い合わせ下さい。

# 県外とりくみに学ぶ

## ～神奈川県の巻～

本県と同様に協同組合間協同にとりくんでいる他の県の様子を紹介します。

神奈川県では、昭和57年7月3日、農協中央会、信連、経済連、共済連、厚生連、県漁協連、鰐鮒漁協、県生協連、かながわ生協の9団体により「神奈川県協同組合提携研究会」を発足させて、農水産物の提携にとどまらず様々な角度から農協、漁協、生協の相互提携方式などについての研究をすすめている。

また、60年2月、農協中央会は5連をはじめ県下各地の農協の代表者28名による「協同組合間提携研究会」を設置し、研究をすすめてきた結果、61年1月に今後の方針「農協・生協間の提携方策に関する報告」をまとめた。その中で、協同組合間提携のめざすところは組合員の営農と生活の向上、農協の事業、経営の発展に資することにあるが、ともに協同組合の同志として真摯なとりくみが期待される。しかし、この報告書の中で、提携範囲は「原則として農協の全事業、全運動の分野（で提携をめざす）」としているが、個々の提携が目的に合致するか否かの十分な検討とこれに基づく系統農協の合意が実践の前提となると述べている。

その後、61年7月に「神奈川県協同組合提携推進協議会」を設置、これをうけて、生協連から農協中央会に対し「協同組合まつりの共催（これまでには中央会としての直接の参加はなし）」、中央会からは「地域ごとの農協・生協の交流」のよびかけがなされ、シンポジウムなども行われている。

以前、かながわ生協では組織供給においてこれまで集金を現金で行っていたが、60年7月から「口座からの自動引落し」に変更した。その際、農協に口座開設するように生協側に積極的に呼びかけ、信連との提携がすすんできた。組織供給を利用する約7万人の組合員のうち農協からの引落しを行っている組合員は1割弱の6,000人にのぼっているなど多様な提携の成果があがっている。

### 〔協同組合間提携の主な経過〕

- 1970年 横浜中央市場から全農東京センター（埼玉県戸田）へ仕入れ先を変更（当時は横浜生協）。
- 1971年 生協の家計簿発行、消費者委員会発足。有害添加物問題が社会問題に。
- 1973年 全農大和センターの開設にともない、そこに仕入れ先を変更。
- 1974年 ノーワックス・コンテナみかんの開始（小田原農民組合）、朝もぎとうもろこし開始（綾瀬市農協）。
- 1975年 5生協合同・かながわ生協の誕生、第1回生協まつりに農産物出品、蜜入り完熟スターキングのコンテナ輸送の開始（山形県高畠町農協）、無着色ふき水煮開発（福岡県光友農協）、完熟トマト開始（海老名市農協）。
- 1976年 完熟巨峰開発（山梨・八幡農協）、葉付き大根開始（神奈川農協）、第1回山形県高畠町農協との交流会（当時は屋代農協）。
- 1977年 コンテナ・休日集荷のほうれん草開発（埼玉県入間東部農協）、土付き人参開始（神奈川農協）。
- 1978年 O P P・T B Z の使用されていない生協レモンが日生協で開発。
- 1979年 無漂白はす開始（茨城県出島村農協）、緑健みかん開始（静岡緑健）。
- 1980年 朝どりレタス開始（綾瀬市農協）。
- 1981年 「県内農協との交流会」が県の後援でひらかれる。
- 1982年 綾瀬市農協との産地交流会が組合員1,000名の参加でひらかれる。県内産の取引を重視し調査を開始（8.5億円—14%）。
- 1983年 店舗への「カゴ車配送」がスタート。「生協まつり」が「協同組合まつり」に発展。
- 1984年 全農大和センターの県別入荷額で神奈川県がトップとなる。「生協デー」、生花の年末予約購入開始、新型店に「マガジン」導入。
- 1985年 「地域農業振興」をめざしシンポジウム開催（59団体が参加）組織供給で封印による週間配送開始（別積2品目含め10品目）。
- 1986年 組織供給で切花の週間配送によるとり扱い開始。農協中央会の「生協との提携方策」が発表される。

## やさしい協同組合論（3）

協同組合は、市場での競争条件を改善するための、経済的弱者の連携組織であること、そして、自分の運命は自分で決めるという「自助」の精神によって支えられていること、以上が、これまでに話してきたことです。それが篤志家であれ、人民の政府であれ、他人の助けを当てにするばかりの受け身な姿勢では、自己の実現（それを「自立」、「自由」とでも「人間の尊厳」とでも言い直しても良いでしょう）が出来ない、というのが協同組合の基本的な理念である、とまとめられるでしょう。

### 相互扶助と自助の結合

大事なことは、その「自助」の精神が、個々ばらばらに發揮されるのではなく、また、他を犠牲にした上での自分の精神的・物質的「成功」を求めるのではなく、もう一つの本質的な理念と結び付いて發揮されることです。協同組合運動には、自助の理念と共にこのもう一つの本質的な理念、つまり「相互扶助」の理念が組み込まれていなければならず、この二つの理念の何れが欠けても、問題が生じがちです。

協同組合運動の自助とは、つまり、他との連携を拒み、他を排除する形で進められるのではなく、逆に他との連携を求め、独力では実現が困難なことを実現させるために互いに助け合うこと、しかもなお他に依存しもたれかかってしまわないことを意味します。協同組合運動の発生と発展を歴史的に振り返れば、これまで説明してきた経過とはちょうど逆になります。資本主義の発生期に見られた競争至上主義、弱肉強食的な世界への疑問と批判、そしてその競争に「負けた」人々の状態への同情と救済への努力から、「競争ではなく協同を」という思想が生まれました。それが、とりわけロッヂデールの開拓者達の頃の運動の中で、自助の精神と強く結び付き、資本主義の至上競争体制の中でもやっていける運動＝企業体として成功したことから、経済的弱者の不利な状態を改善する手段となる経済組織として、協

同組合が注目されるようになった、と言えます。そこで古くはドイツの社会政策の手段として、また現在でも多くの開発途上国での社会経済開発の手段として、重要視された、またされているわけです。

### 目的それ自体としての協同組合

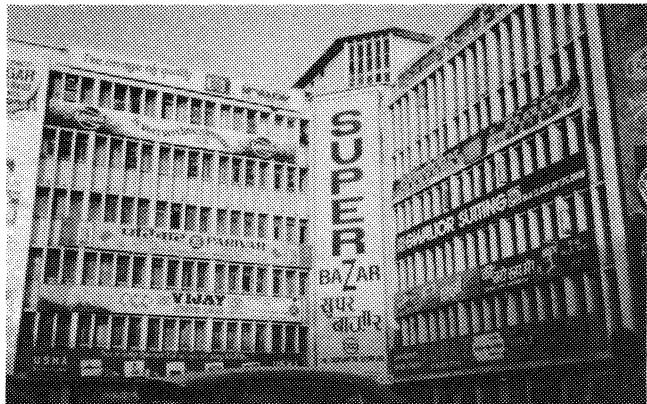
しかし手段としてのみ、またとえ弱者のためのとはいえ、経済的組織としてのみ、協同組合を評価するのでは、十分ではありません。協同組合は、資本主義的競争の害を取り除き、人々が豊かに自由に暮らす世界を創るための手段である、という風な説明でも、やはり十分なものではありません。それでは協同組合運動が本来持っている（自助心とセットになった）相互扶助の理念が、まるっきり無視されているとは言わないまでも、十分理解されていないからです。「現に協同組合は、人々の相足らざるところを補い合い、その経済的利益の向上に寄与している、それで良いではないか」というのも、確かに一つの見識ですし、そのような経済的組織としての協同組合の発展は、おそらく社会的利益に叶うことでしょう。それでも、運動としての協同組合はそれだけでは收まらないはずです。もしそうなら、どうして協同組合は、（たとえ実際には出来ていない御題目としてあっても）地域社会への貢献をうたい、社会的・文化的運動に関わろうとするのでしょうか。それは、協同組合運動とは、人間はお互いに競争し、敵対しているだけの存在ではなく、むしろお互いに協力し、助け合う存在である、という考え方を基本として生まれたからです。それはまた、闘争心（これは確かに人間性の一つの側面です）の贊美、競争至上主義の中でともすれば搔き消されがちな、人間性のもう一つの側面である協同を、日々の営みの中で思い起こさせ、さらにはそれを実践的に学ぶ機会を与えるものもあるからです。

（中久保 邦夫）



# 世界の協同組合

## 第5回 インド



インド最大の生協=スーパー・バザール  
(ニューデリー) 6階建で4階までが売場

インドは、約7億の人口をかかえているほか、国内に多くの異なった言語、宗教、カースト制度などが混在して、経済条件は極めて悪い。加えて、人口の約7割が農村地帯に住んでいながら、長かったイギリス植民地経済の影響を受け、増加を続ける人口を養うに足る農業生産をあげることができていない。こうした状況のなかで、他のアジアの多くの国々の協同組合がそうであるように、このインドでも、イギリスから独立後、政府が積極的に協同組合にかかり、1951年以降、数次にわたる経済計画の軸に協同組合組織の重要性が強調され、その性格は現在まで維持されている。この結果、協同組合の組織員は7千万人にのぼり、中国がICAに加盟するまでは、ICA加盟国中、1番多い組合員数を誇っていた。

### 〈そのはじまり〉

インドの協同組合の公的な歴史は、1904年3月の『信用協同組合法』制定に始まる。この法は勤儉貯蓄と自助を目的として同一地域内の住民、または同一階級、同一種族の10人で単一の信用協同組合が結成できることを定めたものであった。

当時のインドは、人口の9割を農民が占める農業国で、イギリス植民地体制のもとで、旧来の自給自足的村落経済体制が崩壊しあり、農民の大多数が苦しみ、反英独立運動の源泉になりかねない状況があり、これを恐れた植民地政府が制定したものである。

このあと、インドの協同組合はほぼ10年をサイク

ルに前進と停滯・後退を繰り返すことになる。

協同組合の本格的な発展は、やはり、第2次大戦後、イギリスの支配から独立して以降のことである。戦後の経済復興、食料不足などの多くの難問の解決に協同組合の大きな価値が認められ、政府は全国協同組合開発庁など政府機関を通じ、財政、人事など協同組合に積極的にかかわることになる。

### 〈今日の協同組合〉

インドの協同組合は農村および経済的後進地域において、経済開発を促進すると同時に民間の金貸から農民を守るという目的から、信用供与を第一の目的としてきた。近年は協同組合の役割も農業信用だけではなく、生産者、消費者の利益擁護といった新しい分野にまで広がり、インドの協同組合の中心的業務といえる農業信用協同組合のほか生活協同組合、保険協同組合、住宅建設協同組合、難民協同組合等々の組合がある。

### 〈インドの生活協同組合〉

1960年代の対中国、対パキスタン戦争時の物価高騰期に、物価抑制の効果的手段として、生協網の整備がはかられ、さらに、1970年代には、故インディラ・ガンジー政権の公的流通網として、米・小麦・砂糖などの基礎物資を公正価格=FAIR PRICEにて供給し、以後、卸機能を強化しながら今日にいたっている。

### 生協の発展数値

	生協店舗数	生協組合員数 (単位:千人)	供給高*
			(単位:百万円)
1960年	7,708	1,400	7,637
1965年	15,088	2,950	25,653
1970年	18,179	4,280	42,735
1975年	20,405	5,970	81,865
1980年	30,987	6,880	118,177
1984年	32,027	8,170	173,878

\* 1 ルピー=13円で換算

## 協同組合点描



## 生活全体を見直す

阪神医療生活協同組合

常勤理事 中村 大蔵

阪神医療生協は、尼崎市の東北部、藻川・神崎川の右岸一帯を活動地域としています。結成は1970年。組合員数5,900。内・小児科を中心とした3診療所と、それに漢方・中国医療を加えた1診療所があります。

各診療所には、理事会の指導のもと総代の中から選ばれた20名前後の支部委員による支部委員会があり日常活動にあたっています。

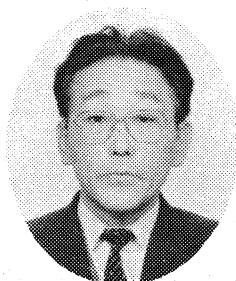
ここ数年の課題は「生活全体を見直す、健康運動をあらゆる分野から取り組もう」としていることです。

私たちの病気の殆んどは、何を食べて、どのようなところに住み、どんな労働をして、日々何に神経を使っているかといったことと深くかかわっています。その中でも、食生活の占めるウエイトは高く、わずか30年間で食生活を一変させるようなことは、私たちの世代歴史の中でも、かつて経験し得なかつたことです。

阪神医療生協で、今や中軸となっている健康老人クラブでは、休耕田を使用しての農園づくりや手づくりのトーフづくりなどを行い、自分たちの食べ物をつくる（生産）だけでなく、将来は生産物を他の組合員にも配りたいと考えています。

婦人部でも、石けんづくりからミソ、無・省農薬野菜、果物の産直運動を少量ながらも続けており、健老会との共同作業による食品づくりにも取り組もうとしています。

尼崎といえば、公害をすぐ連想されるように、まだ大気汚染による健康被害は深刻です。気管支ぜんそくなどの公害病患者も260余名通院治療しています。公害行政が注目されている今日、公害患者の健康回復と公害をなくす運動は、今なお重要な課題です。



## イチゴの産直で思う

篠山町農業協同組合

生産部長 団野 平之

私達の農協が当時、灘神戸生協の皆さんに、丹波篠山「朝どりイチゴ」をお届けすることになったのは、昭和42年頃だったと思いますので、はや20年の歳月を過したことになります。

当時は田植をするまでに、何か一作、現金収入を得るものがないものかと、イチゴ作りを手がけました。出来たイチゴは農家各自で、町内の八百屋さんに卸して廻ったりの地場消費が主でしたが、面積が増えてくるとともに、その売場に困るようになって、農協でまとめ灘神戸生協にお世話になることになりました。

しかし交通条件の整ってない当時、朝どりイチゴが、生協の店頭に届くのが夕方近くなったり、ずい分迷惑をかけても来ました。それでも今では生協になくてはならない、丹波の「旬」を味っていただく唯一の産物となっています。

昨年からの試みで、灘神戸生協組織部のご協力を得て、組合員のみなさんにイチゴ狩を主にした、産地とのふれあいの機会をつくりました。ただ、イチゴの摘みたてを味わうだけではなく、摘んだイチゴを、農協の加工場でジャムをつくり、秋には山芋ほり、枝豆とりを！と収穫体験に終らず特産物をおいしく食べる、田舎料理の勉強もしていただきました。

篠山町農協では農村と都市生活者とのふれあいを深め、ふるさとを提供する施設として、「特産館」をつくりました。農産物の加工場も含め広く開放し、都市の皆さんに大いに使っていただこうと願っています。

今までのような産直という名の「産物」だけのつながりでない、そこに打算のないお互いが協同して生きていく組織として、足りないものをおぎないあることこそ、真の組合間協同ではないでしょうか。

# 協同組合研究NOW

〈No.5〉

ドイツを中心とする協同組合関連の、大学付属研究所の連合体が、1981年に開いた記念大会の記録を通して読みました。今回も“NOW”というのは、少々後めたさを感じるのですが、欧州での研究と問題意識を簡単に紹介しましょう。欧州では、開発経済学の一手段として考える傾向が強いこともあり、協同組合研究が盛んです。特定の結論が示されているわけではありませんが、現代の基本問題を見直し、80年代への展望をどう聞くか、組合員参加の要求と垂直的組織形成の必要性の間のジレンマの中で、協同組合の問題解決を脅かす官僚化傾向を如何に防ぐか、をテーマとし、変化と不透明の時代には中央集権的組織構造から地方分権的組織構造への転換が必要とされるというのが、その基調です。

効率的で最適な組織構造と、かつては考えられた中央集権的な「純粹に任務志向型の組織モデル」は、一方では政府圧力として外部から、他方では組織内部の官僚主義的傾向を生みだし、協同組合組織の「お役所化」が、現代での協同組合の発展の桎梏となっています。それは、急激な今日の変化の速度に合わせず、激化する市場競争に敗退し、低迷する主因になっています。第三世界の発展政策としての協同組合では、小農の結集軸と政府の技術・組織通達機関という性格の間で揺らぎ、先進国の協同組合では、多元主義の主張の中で「下から上への構造」が注目されています。集権的組織構造は安定した社会環境の下でのみ有効なのであり、変化の時代には、分権的組織による「局面志向型戦略」がかえって効率的だというわけです。企業運営には、「包括的で信頼する情報とその正確な処理」と事業的柔軟性・適応性を保障する「意思決定構造」が必要です。今、そのためには目標設定と意思決定の分権化に求められます。市場の機能を見直し、より有效地に働き、積極的に利用すること、競争を一層活発にすることが時代の流れであると共に、協同組合にも好ましいことが主張されます。分権化は状況変化への対応速度

を速め、市場での競争力を高めるだけでなく、誤った決定の被害を部分的なものにとどめます。必要なことは、自己決定権を認め、自発性を如何に伸ばすか、です。組合員との関連では、小田原評定に陥ること無く、「議論だけではなく、行動」へとどう人々を方向づけるかが、他方では、情報は流しても意思決定から組合員を疎外し、受動的な状態にとどめる結果、組合員の関心を失う危険が、そして如何に協同組合の構造を活性化し続けるか、が問題とされます。

各報告は、協同組合がなお可能性を持ち、また存在を主張していくべきことを前提として、今日の急激な状況変化の中で協同組合が生き延びる方向を探っています。要約すれば第一に、本書は現代が急速な変化と競争の時代であることを認め、世界的風潮としての「自由化」の波は協同組合運動にも押し寄せている。第二に、競争市場の中で、協同組合にはその存続を賭けて、経営合理化のための連合組織形成が必要である。第三に、「官僚主義的傾向」を如何に制御するか、が問題となる。そのためにも競争を回避せず、仮に協同組合が独占的地位を得られる場合でも、それを求めるべきではない。傾向として「協同組合を小さい地域単位に組織する必要性」、「規模の利益」を諦めても、地域と密着した組織形態を取る価値、が強調されています。経済的利益は協同組合の存続発展の前提であっても、総てではない。それは「組合員がそれをどう評価するかに基づいて、社会的大衆運動として評価されねばならない」のですから。

(中久保 邦夫)

## 編集後記

灘神戸生協は、のぞましい姿を組合員と職員が一緒に学ぼうと『生協学校』の設置をすめている。

これは、生協本来のあり方や地域社会への貢献、暮らしへのかかわり方などを理論的に学ぶ機関。農協も職員研修所だけでなく、組合員学校が必要な時期にきている。(M)